

# いきいき介護広場

第22号

2007 March  
平成19年3月15日



豊楽園(坂井市)の節分行事にうかがいました。  
写真は、年男、年女になる方を紹介している一コマです。  
年齢に関係なく、一年を健康に過ごせたというのは何より  
なことですね。

## 主な内容

平成19年度 一般・特別会計予算概要…………… 2・3

65歳以上の方の保険料「滞納したら…」…………… 4

介護保険で利用できるサービスとは？…………… 5

第24回広域連合議会定例会報告…………… 6

介護予防講座「快くぐっすり眠りましょう」…………… 7



職員の方が鬼に扮して、豆まきが行われました。  
豆まきのいわれでは、年男や一家の主  
が豆をまき、みんなが自分の年の数だけ豆を  
食べて健康を願うのだそうです。

平成19年度

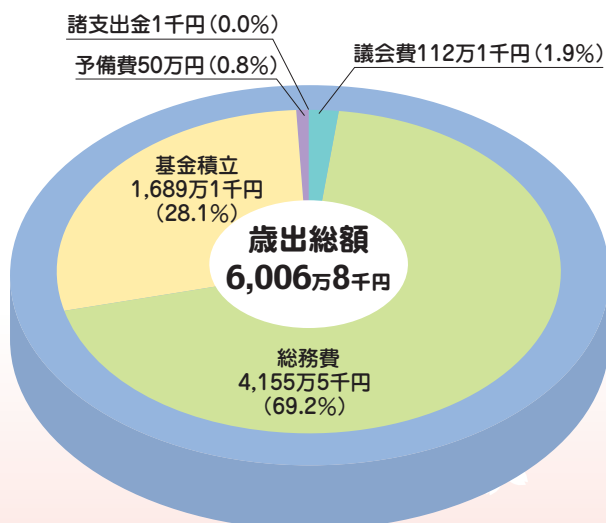
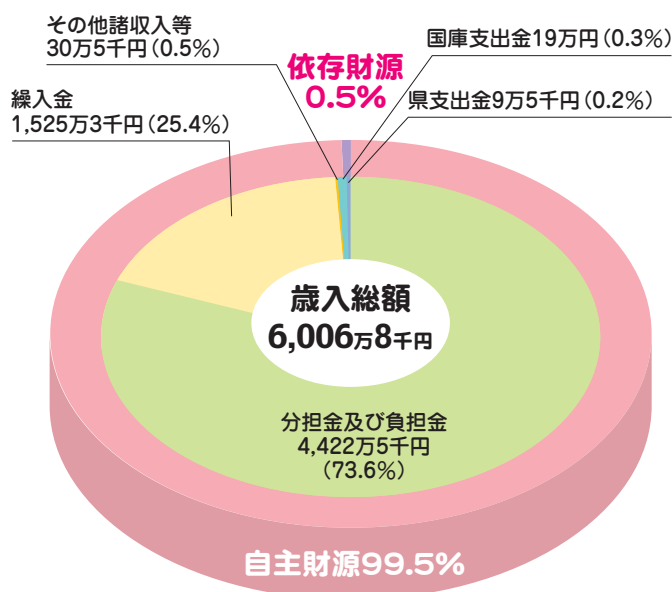
# 当初予算

平成19年度坂井地区介護保険広域連合一般会計及び介護保険特別会計の当初予算が2月14日に開催された第24回広域連合議会定例会において可決されましたので、その概要についてお知らせします。

## 一般会計

総額 6,006万8千円

一般会計は広域連合の組織運営のための会計で、総額6,006万8千円、対前年度比1.7%の縮減(105万5千円の減額)となります。



## 歳入

歳入は、構成2市からの負担金が73.6%と一番高い比率を占めています。そのほか国庫支出金として、低所得者利用軽減対策補助金19万円(0.3%)、県支出金として、低所得者利用軽減対策補助金9万5千円(0.2%)、介護福祉推進基金繰入金1,525万3千円(25.4%)などとなっています。

## 歳出

歳出は、議会費112万1千円(1.9%)、総務費4,155万5千円(69.2%)、介護福祉推進基金への積立金1,689万1千円(28.1%)などとなっています。

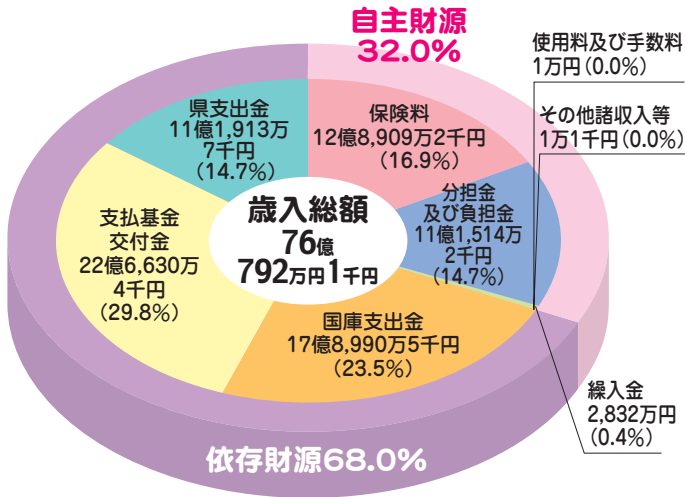
総務費の主な内容として、広域連合の運営にかかる一般管理費3,896万8千円でそのうちLGWAN(総合行政ネットワーク)サービス提供設備保守委託料75万5千円、ホームページホスティング料69万3千円等を計上しました。

また、低所得者に対する利用者負担軽減対策費189万4千円のほか『居宅復帰支援事業』の居宅介護推進費として17万5千円を計上しました。

# 介護保険 特別会計

総額 **76億792万1千円**

介護保険特別会計は広域連合の主な事業である介護保険事業のための会計で総額76億792万1千円、対前年度比2.2%の伸び率（1億6,036万1千円の増額）となります。



## 歳入

歳入は、65歳以上の方から納入される介護保険料が全体の16.9%を占め、保険給付費や要介護認定事務などに対する構成2市からの負担金が14.7%、国庫支出金が23.5%、保険給付費に対する支払基金交付金(40歳以上65歳未満の方から納入される介護保険料)が29.8%、県支出金が14.7%、保険給付費不足を補うため財政調整基金からの繰入金が0.4%などとなっています。

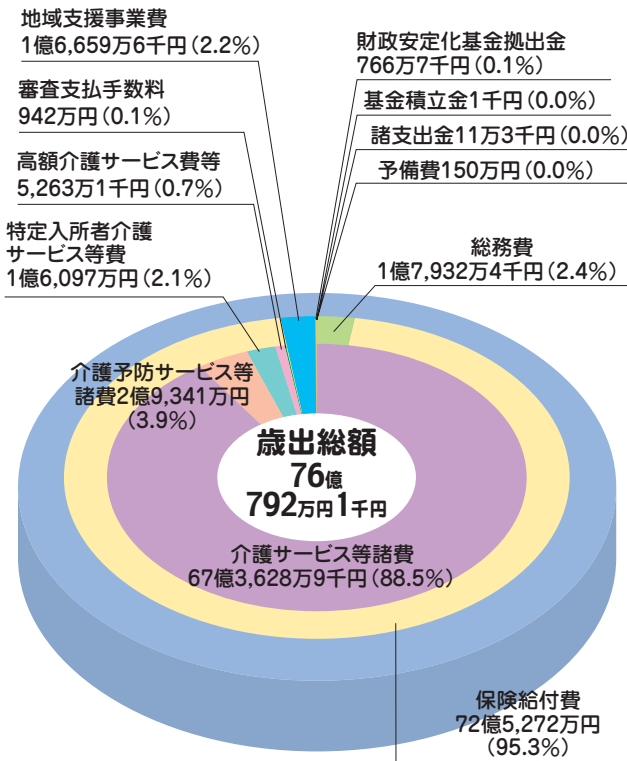
## 歳出

歳出は、総務費 1億7,932万4千円で全体の2.4%、保険給付費 72億5,272万円で95.3%、地域支援事業費1億6,659万6千円（介護予防に係る高齢者施策事業及び地域包括支援事業等委託料）、県財政安定化基金拠出金が766万7千円で0.1%などとなっています。

総務費の主な内容としては、介護保険事業の運営にかかる総務管理費が1億354万6千円で、そのうち【新規事業】介護保険システム本算定帳票修正業務委託料 362万2千円を計上しました。

また、介護保険料の賦課・徴収にかかる賦課徴収費が444万8千円、要介護認定業務に係る介護認定審査会費が6,962万1千円を計上しました。その他趣旨普及費は広報誌「いきいき介護広場」作成印刷費95万円、地域包括支援センター運営協議会に係る経費 75万9千円をを計上しました。

また、予算の大部分を占める介護サービス等にかかる保険給付費は72億5,272万円を計上していますが、これは対前年度比2.3%の伸び率（1億6,604万4千円の増額）となっています。



**保険給付費**…要介護認定者が利用した介護サービスの利用料のうち、保険給付分（9割）を介護サービス提供事業者を支払うための費用です。

# 65歳以上の方の 保険料

# 滞納したら…?

## サービスを1割負担で利用できなくなる!?

**ご注意  
下さい!**

介護保険制度では、通常、費用の1割を負担すれば、さまざまな介護サービスがご利用いただけます。

しかし、保険料の滞納があると、きちんと納めている方との公平を保つために1割負担でご利用いただけなくなる場合があります。

### 1年間滞納した場合

- ・ サービス利用時の支払い方法の変更(償還払いへの変更)

介護サービスを利用したとき、いったん利用料の全額を自己負担し、あとで9割相当分の払い戻しを受ける「償還払い」に支払い方法が変更になります。

### 1年6か月間滞納した場合

- ・ 保険給付の一時差し止め
- ・ 差し止め額から滞納保険料の控除

償還払いになった給付費(9割)の一部または全部を一時的に差し止めるなどの措置がとられます。なお、滞納が続く場合は、差し止められた額から、滞納している保険料を控除する場合があります。

### 2年以上滞納した場合

介護保険料の未納期間に応じて、本来1割である利用者負担が3割に引き上げられたり、高額介護サービスが受けられなくなったりします。

## 介護保険料特別徴収の開始について

※特別徴収とは、受給されている年金より介護保険料が直接天引きされることをいいます。介護保険料を年金から徴収する(特別徴収)の開始時期が、年2回となります。

(これまでは年1回、10月からのみ)

### ●特別徴収開始対象者(切替え時期の目安)

以下の条件に基づいて、年金保険者から提供される名簿により決定されます。

- ・ 4月1日現在、年金の支払いを受けている65歳以上の方

**当年10月  
より開始**

- ・ 新規に年金支給を決定された65歳以上の方
- ・ 既に年金支給を決定されている65歳到達者
- ・ 住所変更された65歳以上の方(既に年金の支払いを受けている方のみ)

4月2日～10月1日の  
期間で左記のいずれかに該当する方

**翌年4月  
より開始**

10月2日～翌3月31日の  
期間で左記のいずれかに該当する方

**翌年10月  
より開始**

※特別徴収が開始されるまでは、納付書または口座振替による納付となります。

※4月開始の方には、事前(2月中)に保険料(4・6・8月徴収分)を通知致します。(10・12・2月徴収分)については、7月中に通知いたします。

※4・6・8月に徴収する保険料額は、前年度の保険料の段階の年額を1/6した額となります。

# 介護保険で利用できるサービスとは？

## 【地域密着型サービス】

介護保険のサービスには、「在宅サービス」、「施設サービス」、「地域密着型サービス」があります。今回は、「地域密着型サービス」について紹介します。

## ●地域密着型サービス

要介護状態となっても可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活を継続できるように、その地域での生活を24時間体制で支えていくための「地域密着型サービス」が、平成18年4月に創設されました。

「地域密着型サービス」は、原則として要支援1・2、要介護1～5のあわら・坂井市被保険者が利用できるサービスです。

### どんなサービスがあるの？

#### 認知症対応型通所介護

認知症対応型のデイサービスセンター等に通い、入浴や食事等の介護及びレクリエーション等のサービスが日帰りで受けられます。



### どんなときに利用できるの？

- ・認知症があるが、可能な限り家で生活を継続したい。
- ・家族の介護負担を軽くしたい。

#### 小規模多機能型居宅介護

地域にある小規模な施設への日中の「通い」を中心に利用者の状態や希望に応じて「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを受けられます。



- ・介護が必要だが、できるだけ家での生活を継続したい。
- ・デイサービス、ヘルパー、ショートステイのサービスを1つの事業所で受けたい。
- ・家族の介護負担を軽くしたい。

※利用にあたっての注意点／小規模多機能居宅介護サービスを利用している間は次のサービスが利用できません。

#### 【居宅サービス】

訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、居宅介護支援

#### 【地域密着型サービス】

夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

#### 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)

1つの共同生活住居（1ユニット5人～9人）で、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、入浴・排せつ・食事等の介護、日常生活の世話等のサービスを受けられます。



- ・認知症のために1人で日常生活を送ることは難しいが住み慣れた地域での生活を継続したい。

※利用にあたっての注意点／要支援1の方は利用できません。

#### 指定地域密着型介護老人福祉施設(地域密着型特別養護老人ホーム)

つねに介護が必要で、自宅では介護が出来ない方を対象にした定員29名以下の小規模の特別養護老人ホームです。入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話等のサービスを受けられます。

- ・日常生活を送るのに介護が必要であるが、できるだけ家庭的な雰囲気の場所で生活したい。

※利用にあたっての注意点／要支援1・2の方は利用できません。



# 第24回 広域連合議会定例会

第24回広域連合議会定例会が2月14日（水）にあわら市議場で開催され、平成19年度一般会計及び介護保険特別会計当初予算等の10議案が原案どおり可決されました。

また、畑野麻美子議員が次のような一般質問を行いました。

## 一般質問

### 地域包括支援センターの 体制を強化すること

畑野麻美子 議員

介護保険制度で「要支援」と認定されたお年寄りを対象に、介護予防給付を受けるための市町村の「地域包括支援センター」の職員一人あたりの予防プランの作成件数は、厚生労働省の調査をもとに推計すると全国平均で今年3月末には45.7件。昨年9月末時点の2.1倍にのぼります。福井県では昨年9月末では一人あたり19.6件で今年3月末、45.7件が見込まれ増加率は2.3倍になります。関係者からは「予防プランづくりだけが仕事ではなく、本来の業務にも支障ができており、支援センターは手いっぱい」との声があがっています。

ところが、厚労省は今年の4月以降、地域包括支援センターから民間の居宅介護支援事業所に委託できる予防プランの件数を一人あたり8件までに制限しようとしています。

地域包括支援センターの本来の機能は、高齢者が住みなれた街に居続けられるよう「地域包括ケア」の拠点となることです。このまま8件制限が始まったら、その機能や役割が果たせず、機能不全に陥ってしまいかねません。昨年の私の7月議会における一般質問で連合長は職員の確保が最重要課題となっていると答弁し、11月議会の田中議員の質問では来年度からは坂井市では2箇所の包括支援センターで増員を検討しており、あわら市においても十分な体制をつくることを検討しているとの答弁でした。

現状のままこれ以上、件数が増えたら、プラン作成が間に合わず、必要なサービスを受けられなくなる高齢者が急増しかねません。支援センターの本来の機能や役割が十分に発

揮できるよう職員を早急に増やし、体制を強化することは大変重要なことです。再度一般質問し、具体的な答弁を求めます。

松木広域連合長

「地域包括支援センターの体制を強化することについて」でございますが、地域包括支援センターの業務は、介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護、虐待の早期発見・防止、ケアマネジメントの後方支援が主なものとなっておりますが、ケアプラン作成業務に追われて本来の業務に支障がでているとのご指摘でございます。

概要を申し上げますと、12月末現在ではケアプラン作成業務について、坂井地区の3つの地域包括支援センターが担当する件数は、要支援1・2の対象者数647名のうち、429件となっており、地域包括支援センターでは210件、居宅介護支援事業所への委託は219件となっており、地域包括支援センターで作成するケアプランは一人当たり33件～39件という状況でございます。

ケアプラン作成業務が、今後も増加して行くことを想定いたしますと、平成19年度においては、3つの地域包括支援センターで約400件のケアプラン作成業務が予測されております。坂井地区内の居宅介護支援事業所への委託件数も限度であると考えられ、ケアプラン作成を含めた本来の業務が遂行できるよう、前向きな人員確保をそれぞれの構成市で考えていると聞いております。

# 快くぐっすり眠りましょう

心身ともに健康であるために、良質な睡眠をとることは大切です。睡眠により昼間の活動の疲れをとり、明日へのエネルギーを蓄えます。

しかし、夜なかなか寝付けない、ぐっすり眠れないなど、睡眠に悩みを抱える人が増えています。年をとると、退職などで昼間の活動量が減り、生活リズムにメリハリがなくなります。そして脳にある体内時計の活動が低下し、夜と昼を区別することが困難になってきます。そのため、本来眠りに入る時間になっても体内時計が適切に働かず、睡眠障害がおこります。

## 「快眠のためのすごし方」～心豊かに、生活リズムにメリハリを～

### 朝

●起床時間は、毎日なるべく同じにしましょう。

- 太陽の光を浴びましょう。
- 規則正しく食事をとりましょう。



### 昼

●日中は活動的に過ごしましょう。

- なるべく楽しい笑いのひとときをもつようところがけましょう。
- 昼寝をするなら午後1時～3時の間で30分以内に行いましょう。目を閉じて安静にしているだけでも休まります。



### 夕方

- 午後5時ごろ、30分程度の軽い運動をしましょう。



### 夜

●ぬるま湯にゆっくり入りましょう。

- リラックスできる音楽を聴くといいでしょう。
- 10時以降たくさん飲んだり食べたりしないで過ごしましょう。

不眠の原因は他に環境（温度・湿度、明るさ、騒音、寝具）、かゆみ、痛み、病気、心配、不安などいろいろなものがあります。不眠が続いて日常生活に支障が出てきたら、専門医に相談されるのがよいでしょう。そして、単に年齢によるものとわかったら、少しくらい眠れなくても、心配したりくよくよしたりしないで、「快眠のためのすごし方」を実行してみてください。

### 介護保険運営協議会委員を委嘱

広域連合では、介護保険制度の適正で円滑な運営を図るために広域連合長の諮問機関として、介護保険運営協議会を設置していますが、このほど、任期満了に伴い、松木連合長から新しい委員さんに委嘱状が手渡されました。

任期は2年間で、サービスの実施状況など保険給付の内容をはじめ、これらに関する苦情・相談及び保険料や利用料に関することなどについて、審議を行うこととなります。



委員さんは次の皆さんです。(敬称略) ◎会長 ○副会長

#### 住民代表

- 山川 利栄 あわら市
- 金崎美智子 坂井市三国町
- 川上美千子 坂井市丸岡町
- 吉村 元治 坂井市春江町
- 多田 盛一 坂井市坂井町

#### 関係機関及び学識経験者

- 牧田 孝男 (広域連合議会代表)
- ◎伊藤 聖一 (広域連合議会代表)
- 野村 健一 (坂井地区医師会代表)
- 松山 俊也 (ケアマネSAKAI会長)
- 山口志代治 (介護保険事業者ネットワークさかい会長)
- 荒川 正吉 (県坂井健康福祉センター所長)

## 坂井地区介護保険広域連合介護保険モニター募集

広域連合では、『住民と共に歩む高齢者の自立を支え、地域の連帯と協働で進める安心して介護が受けられるまちづくり』を目指すため、介護保険や福祉行政に関心のある方のご応募をお待ちしています。

■募集人員 / 5人 (応募多数の場合は抽選による)

■応募資格 / 介護保険や福祉行政に関心のあるあわら市及び坂井市に居住されている方で、広域連合が開催する連絡会議に参加できる方。年齢、性別、職業(地方公共団体の長及び議会の議員と一般職の公務員を除く。)は問いません。

※ただし、現在、各種モニターなどに委嘱されている方はご遠慮ください。

■活動内容 / ①住民の広域連合に対する意見、要望、苦情等を取りまとめる。

②広域連合が随時実施する行政に関する質問に回答する。

③広域連合が開催する連絡会議に出席する。

■委嘱期間 / 約2年

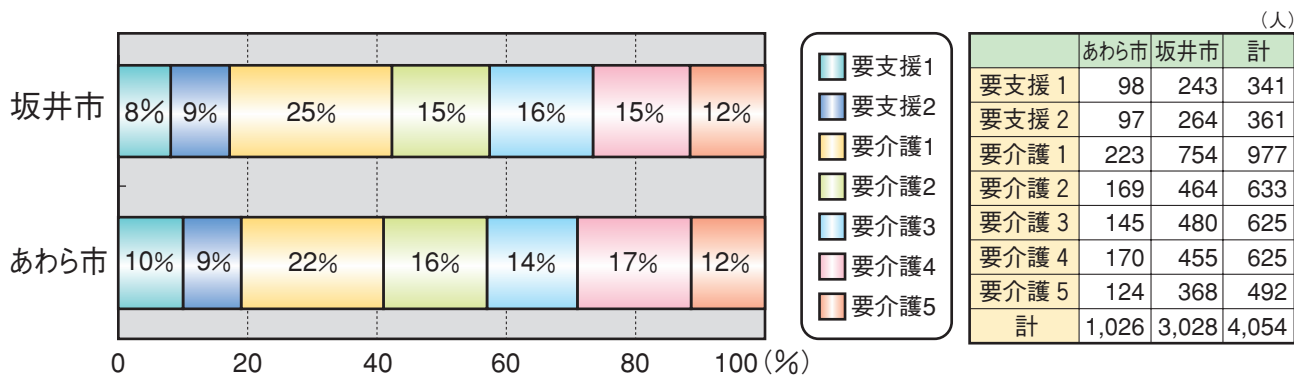
(平成19年6月1日～平成21年3月31日:1年10カ月)

■応募方法 / 官製はがきに必要事項(郵便番号・住所・氏名・電話番号・年齢・性別・職業)を記入して、広域連合総務課へ申し込んでください。

■募集期間 / 4月2日(月)～5月10日(木) ※当日消印有効

■問合せと申込み先 / 坂井地区介護保険広域連合 総務課  
★応募の結果は、本人あてに通知します。

## 要介護等認定者数の状況 (平成19年1月末日現在)



## 「ふくeーねっと」サービス開始

県と県内市町が、3月1日から、インターネットを通じて申請や届出等ができるサービスを開始しました。広域連合でも、以下の「電子申請サービス」を利用することができるようになりました。

ご利用は次のサイトから <http://www.shinsei-e-fukui.lg.jp>

※上記サイトの「あわら市」又は「坂井市」のいずれかの団体を選択し、ご利用ください。

#### 電子申請できる手続き

- ①介護保険要介護更新認定等申請
- ②介護保険被保険者証再交付申請
- ③居宅サービス計画作成依頼(変更)届

#### 問合せ先

広域連合又は専用のサービスデスクまで。  
「電子申請・施設予約サービスデスク」  
Tel.20-2022 Fax.23-1036  
メールアドレス help@fukui-e.net  
受付時間 9:00～17:00 (平日のみ)



#### 編集後記



暖冬だったことや、積雪がなかったことで、大変過ごしやすい冬でした。感覚としては、冬がこなかったようにも思えます。2月下旬でも、あたりを見れば梅の木に花が咲き、暖かい日差しが差し込みます。もうすぐ春ですね♪心がウキウキする感です。

ところで春は、別れと出会いの季節でもあります。これまでお世話になった方に感謝しつつの別れや、新しい出会いへのドキドキがあります。皆さまはどんな春を迎えるのでしょうか。